



Title	目で見るWHO 第52号 フォーラム開催のお知らせ・奥付等
Author(s)	
Citation	目で見るWHO. 2013, 52, p. 33
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/86726
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

●第3回 jaih-s共同企画フォーラム開催のお知らせ

日本国際保健医療学会 学生部会(jaih-s)との共催企画を開催いたします。国際舞台での活躍を目指す若者のご参加をお待ちしております。

健康への架け橋

～HIV/エイズ、ジェンダーから見る国際保健医療～

- ◆日時 **2013年9月22日(日)** 12:30～18:30(懇親会に参加される方は21:00)
- ◆会場 **大阪大学 中之島センター** (大阪市北区) <http://www.onc.osaka-u.ac.jp/others/map/index.php>
- ◆講師 ① **垣本 和宏** 先生 (大阪府立大学人文科学系教授)
② **西原 三佳** 先生 (長崎大学大学院助教)
- ◆参加人数 **100人**(社会人も可) ◆参加費 **500円**(懇親会参加される方は別途3,000円を予定)
- ◆申込み方法 **8月20日**より jaih-s のHP <http://www.jaih-s.net/> にて参加募集を開始
お問い合わせは、symposium@jaih-s.net まで【日本WHO協会×jaih-s企画について】と明記の上ご連絡ください。

よりよい国際社会に向け達成すべき課題に対するミレニアム開発目標(MDGs)では、「貧困」「教育」「ジェンダー」「保健」「環境」「グローバルパートナーシップ」などのテーマについて具体的な目標が掲げられている。それらの目標設定は平和、安全保障、開発、人権、基本的自由の問題をひとまとめとして取り組むことを前提とされており、達成のためには各々の専門性を生かした多様な分野からのアプローチが必須である。国際保健医療分野においては、世界中のすべての人が、人間として平等に与えられるべきものである医療を享受し、健康を守っていけるような未来の構築のためのアプローチが求められている。

今回で3回目となる本企画では、Goal3の「ジェンダー平等の推進と女性の地位向上」、Goal5の「妊産婦の健康状態の改善」、Goal6の「HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延防止」といった国際保健医療分野の項目について取り上げる。しかし、保健医療に携わる者、また国際保健医療に携わりたい者として、保健医療分野のMDGs達成のためだけではなくそれらに関連する差別や人権・ジェンダー・セクシュアリティを始め、宗教・文化・経済・社会体制等に根ざした繊細な問題を理解して、広い視点を持ち、様々な問題に配慮した基本的な姿勢を示していくことが重要である。よって、本企画は、HIV/エイズ問題とジェンダー問題を切り口とした講義・ワークショップを行い、そのような広範な視野と知識を身につけ、自らの国際保健医療に対する姿勢を確立し、より深く考察していけるきっかけとなることを願い立案する。タイトルである「健康への架け橋～HIV/エイズ、ジェンダーから考える国際保健医療～」には、世界中のありとあらゆるすべての人が健康へアクセスでき、現在の状況から私たちがよりよい未来の構築へつなぐ架け橋となること、そして今回の企画が参加者同士、参加者とjaih-sをつなぐ架け橋になりたい、という思いを込めた。

日本国際保健医療学会学生部会(jaih-s) 8期後半運営委員

<助成> 大阪コミュニティ財団/大阪信用金庫ふれあいスマイル基金

公益社団法人 日本WHO協会

「WHO憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」といったように格調高いものです。しかし、現在では、表現が難しすぎるという声も少なくありませんでした。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を遣及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本WHO協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:
Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.
The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.
The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.
The achievement of any State in the promotion and protection of health is of value to all.
Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.
Healthy development of the child is of basic importance, the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.
The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.
Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.
Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.
ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとっても有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なり、すべての国に共通して危険が及ぶことになりません。

子どもの健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。

グローバルな視野から健康を考え、国の内外で人々の健康増進につながる諸活動とWHO憲章精神の普及活動を展開しています。私たちの活動に賛同し、継続的ご支援頂ける方のご入会をお待ちしています。

会員種別	年会費	
正会員 個人	50,000円	
正会員 法人	100,000円	
個人賛助会員	1口	5,000円
学生賛助会員	1口	2,000円
法人賛助会員	1口	10,000円

※（公社）日本WHO協会推奨商品等の禁止について

当協会では、特定の商品やサービスについてその品質性能等をWHOに関連付けて評価・認定・推奨するような活動は一切行っておりません。また、会員に対しても倫理規定を設け、当協会名を利用して消費者に誤認を与えるような商品販売・広告等の営業活動を行うことのないよう周知徹底いたしております。もし、当協会が関与したかのような事象にお気づきの場合には、事務局までご一報下さい。公益社団法人日本WHO協会

機関誌 目で見えるWHO 第52号

2013 夏号 平成25年 8月25日 印刷
平成25年 8月30日 発行

編集者 松浦 成昭 中村 安秀
発行者 関 淳一
発行所 (公社)日本WHO協会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8
大阪商工会議所ビル5F
TEL 06-6944-1110 FAX 06-6944-1136
E-Mail info@japan-who.or.jp
URL http://www.japan-who.or.jp/
印刷 大光印刷株式会社 TEL 06-6714-1441

無断転載お断りします